

第2子以降児童に係る保育料無償化について

岩沼市では、令和6年4月から第2子以降児童に係る利用者負担額（保育料）を無償化しました。認可外保育施設、企業主導型保育施設の利用料を無償化の対象とするための手続きは、次のとおりとなります。※預かり保育、一時預かり事業、病児保育、ファミリー・サポートセンター事業は除く

○対象児童

岩沼市に住んでいる、保育の必要性※1のある第2子以降の児童

★子どものための教育・保育給付認定や子育てのための施設等利用給付認定等により無償化の対象となる児童を除きます。

★別居のきょうだいについては、保護者に扶養されている大学生等に限ります。

○無償化の対象となる費用

認可外保育事業所、企業主導型保育施設の利用料

★預かり保育、一時預かり事業、病児保育、ファミリー・サポート事業は除く。

○無償化月額上限

42,000円

※1「保育の必要性がある場合」とは、以下の表に当てはまる事由で、家庭での保育が難しい場合となります。

そのような場合は、「保育の必要性を証明する書類」の欄にある書類を添付してください。

保育を必要とする事由		保育の必要性を証明する書類
①就労	・就労時間が月60時間以上の労働に従事している場合 ※フルタイムのほか、パートタイム、夜間など、基本的にすべての就労(居宅内の労働、自営業、在宅勤務等も含む。)が対象となります。	・就労証明書…※2
②妊娠・出産	・母親が妊娠中(出産間近)であるか、または出産後間もないため、その児童の保育ができない場合	・母子手帳の写し(父母氏名、出産(予定)日が確認できるページ)
③保護者の疾病、障害	・疾病にかかり、または負傷し、もしくは自身に障害があるため、その児童の保育ができない場合	・障害の場合は提出不要 ・疾病の場合は診断書(療養が必要な期間と日中保育が難しい旨の記載が必要)
④介護・看護	・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居または長期入院・入所している親族の常時の介護、看護にあたっている場合等	・介護・看護申出書及び診断書(常時介護が必要な旨とその期間についての記載が必要)または障害者手帳等
⑤災害復旧	・火災、風水害または地震等の災害により、その児童の家屋を失ったり破損したりしたため、復旧にあたっており、その児童の保育ができない場合	・被災証明書または災証明書
⑥就学	・職業訓練校等における職業訓練等を受けている場合	・在学証明書等
⑦その他	・上記に類する状態として市長が認める場合	

※2 就労証明書提出の際は、次のとおりとなります。お間違いのないようにお願いします。

就労形態	提出書類	留意点
○雇用されている場合(会社員、 公務員、パート、派遣職員等)	・就労証明書	・勤務先から証明を受けてください。
○自営業を行っている場合 ○内職している場合	・自営申出書	以下の書類も添付してください。 ・確定申告書の写し(最新のもの) ・締結している契約があれば契約書の写し

手続き方法

- 対象となる施設等を利用した際は、これまでどおり一旦施設に利用料を支払い、施設から「利用料の合計額を支払ったことを証明する書類（領収証等）」を受け取ります。
- 子ども福祉課に「岩沼市第2子以降児童認可外保育施設等保育料給付請求書」を提出します。提出の際は、施設から受け取った「利用料の合計額を支払ったことを証明する書類（領収証等）（※原本のみ可）」と「保育の必要性を証明する書類（就労証明書等）」を添付してください。なお、請求書の受付期間は下記の表のとおりです。

※保育の必要性を証明する書類について、初回申請時に提出したものが、次回以降申請時においても有効期間内である場合は、再度取得する必要はございません。また、本人またはきょうだい児において、保育所等入所申込及び子どものための教育保育給付認定、子育てのための施設等利用給付認定申請等で、既に保育の必要性を証明する書類を子ども福祉課へ提出している場合も不要となります。詳細については、子ども福祉課までお問い合わせください。

※18歳以上の兄・姉をカウント対象とする場合は、扶養されていることが分かる書類が必要となる場合があります。

対象	請求書の受付期間
4～7月利用分	8月1日～8月20日
8～11月利用分	12月1日～12月20日
12～3月利用分	翌4月1日～4月20日

必要書類等に関しては、市ホームページに掲載しているほか、市役所子ども福祉課に用意しております。

認可外保育事業所をご利用されている方へ

- 次年度に3歳児クラス（次年度の4月1日時点で満3歳）に進級する児童は、「子育てのための施設等利用給付認定」を受けることができるようになるため、次年度からは本制度の対象外となります。
- 「子育てのための施設等利用給付認定」を受けるためには、認定申請が必要になります。新年度の利用開始日以前に子ども福祉課へ申請書類をご提出ください。詳細については、子ども福祉課までお問い合わせください。

担当:岩沼市役所子ども福祉課保育支援係
電話 0223-23-0826